

令和7年7月24日

令和7年度 第1回磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会【資料2】



医療保険制度と磐田市国保の状況

医療保険制度について

日本は国民皆保険制度

誰もが公平にいつでも必要な時に医療サービスを利用できる制度

< 特徴 >

- ①国民全員を公的医療保険で保障
- ②医療機関を自由に選べる
- ③安い医療費で高度な医療
- ④社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため公費を投入

健康保険の種類

医療保険	詳細
被用者保険	サラリーマンなどの被用者やその扶養家族を対象にした医療保険制度 ・大企業の被用者を対象とした「健康保険組合」 ・中小企業の被用者を対象とした「協会けんぽ」 ・公務員が対象となる「共済組合」 ・船員が対象となる「船員保険」
国民健康保険	県と市区町村が運営する医療保険制度 ・自営業や農業、退職者などが該当 ※国民健康保険組合とは 国民健康保険の1つ（特定の業種や職種に従事する人） （医師、歯科医師、薬剤師、建設、食品販売、青果市場などで働く人）
後期高齢者医療制度	75歳以上もしくは65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定を受けた人が加入する医療保険制度

※令和7年度厚生労働省予算資料より



※加入者数、金額等令和6年度予算ベース数値

※前期高齢者数(1,480万人)の内訳は国保約1,060万人、協会けんぽ約310万人、健康組合約90万人、共済組合約30万人

約22%

約32%

約22%

約8%

健康保険の種類イメージ

		加入者	運営主体
(職場で加入する医療保険) 被用者保険	健康保険	サラリーマン (勤め先に健保組合がある)	各種健康保険組合 (組合健保)
	健康保険	サラリーマン (主に中小企業の従業員)	全国健康保険組合 (協会けんぽ)
	船員保険	船員	全国健康保険協会
	共済保険	公務員・私学教職員	各共済組合等
(地域住民が加入する医療保険) 地域保険	国民健康保険	自営業者 農林漁業従事者 無職の人など	各市区町村 (都道府県)
			各種国民健康保険組合
	後期高齢者医療制度	75歳以上もしくは65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定を受けた人	後期高齢者医療広域連合

国民健康保険について

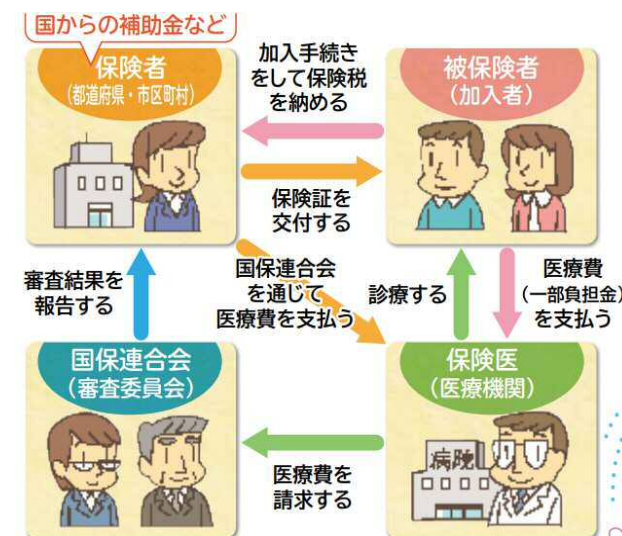
市町村国保の役割

・他の医療保険、後期高齢者医療制度に加入していない全ての住民を被保険者とする事で「国民皆保険」を維持する

医療費などの自己負担割合

	一般 所得者	一定以上 所得者	現役並み 所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		
6歳 (未就学)	3割負担		
	2割負担		

〈国保のしくみ〉



〈保険証の新規発行はR6.12月1日まで〉

静岡県国民健康保険
被 保 険 者 証

有効期限 令和5年7月31日

令和7年8月1日からの一斉交付

- ・マイナ保険証ある人 ⇒ 資格情報通知書
- ・マイナ保険証ない人 ⇒ 資格確認書

世帯主氏名 静岡 太郎
住 所
保険者番号 220111 交付者名 印

マイナンバーカードと健康保険証の一体化

保険証有効期限終了後の受診について

資格確認書(カード型)

静岡県
国民健康保険
資格確認書

有効期限 令和8年7月31日

記号・番号
氏名 男
生年月日 4月1日
適用開始年月日 4月1日
交付年月日 8月1日
世帯主氏名
住所 磐田市 国府台3番地

(枝番) ●●
性別 男

保険者番号 220111 交付者名 磐田市

見本

これ1枚で受診OK

資格情報通知書(資格情報のお知らせ)

438-8650
静岡県磐田市
国府台3番地1

令和7年8月1日

(お問い合わせ先)
磐田市 国民健康保険課
電話: 0538-37-4833

資格情報通知書

交付者名: 磐田市
保険者番号: 220111

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。なお、このお知らせのみでは受診できません。受診の際には、マイナ保険証(マイナンバーカード)が必要です。

記号・番号	●●●●●●●● (枝番) ●●
氏名	磐田 市男
フリガナ	イワタ イチオ
負担割合	***
有効期日	***
適用開始年月日	令和7年4月1日
交付年月日	令和7年8月1日

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、有効期日を記載(下部の切り取り箇所も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。
— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

下部を切り取ってご利用いただくこともできます。
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報通知書

令和7年8月1日発行
交付者名: 磐田市
保険者番号: 220111
有効期限: 令和8年7月31日

記号・番号 ●●●●●●●● (枝番) ●●
氏名 磐田 市男

受診の際にはマイナ保険証がなければなりません。

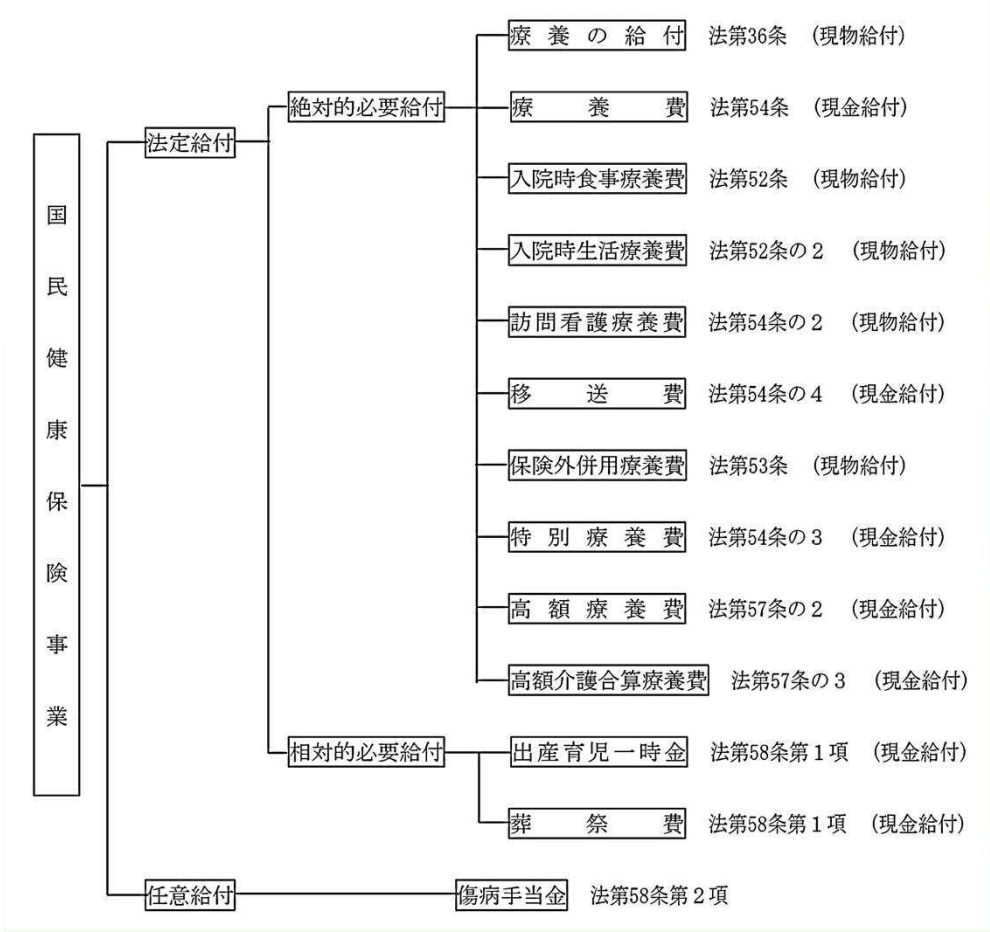
これ1枚では受診NG

- ・自己情報の確認のため交付
- ・A4の紙
- ・マイナ保険証と一緒に携帯できる紙片つき(右下)
- ・マイナンバーカードが読み取れないときや保険情報を医療機関以外に証明する必要があるときなどに有効

●保険給付とは？

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。
(法第2条)

給付の方法は、
医療そのものを提供する現物給付と、
金銭を請求により給付する現金給付がある。



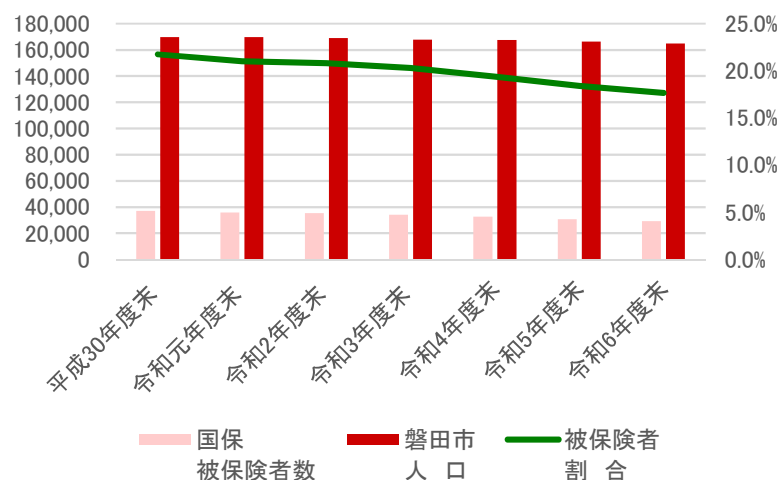
法定給付	法律が給付の内容、範囲を定め保険者にその実施を命じている給付
任意給付	給付の実施、内容等について保険者の意思に任せている給付
絶対的必要給付	保険者が必ず実施しなければならない給付
相対的必要給付	特別の理由があるときは実施しなくてもよい給付

数字で見る磐田市の国保（令和6年度速報値）



① 被保険者数

（単位：人）



***前年度より－1,483人**

参考

【令和5年度データ】県内被保険者数

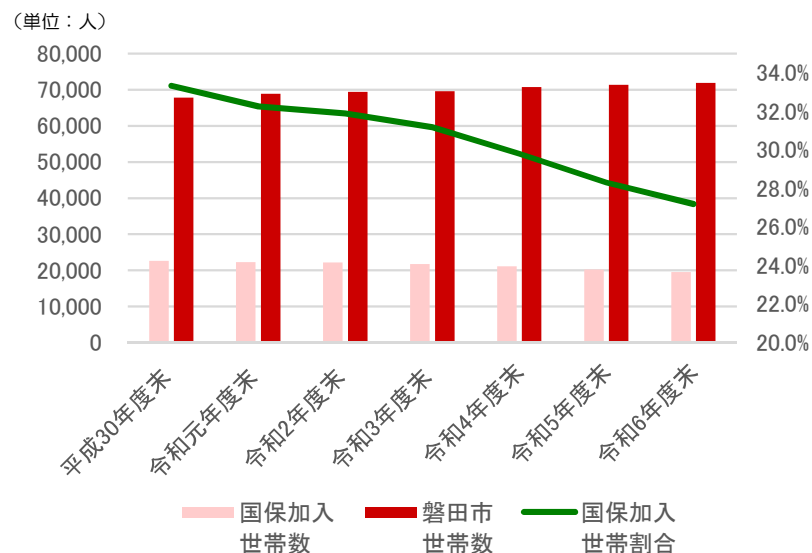
※ 被保険者数（年度平均）県内順位イメージ

多い順	保険者	被保険者数	多い順	保険者	被保険者数
1	浜松市	140,762	19	菊川市	8,836
2	静岡岡市	127,712	20	熱海市	8,647
3	富士市	46,666	21	函南町	7,884
4	沼津市	39,003	22	伊豆市	7,272
5	磐田市	31,806	23	御前崎市	6,655
6	藤枝市	26,703	24	長泉町	6,415
7	富士宮市	26,134	25	清水町	5,766
8	焼津市	25,327	26	下田市	5,467
9	掛川市	22,110	27	吉田町	5,210
10	三島市	20,532	28	森町	3,919
11	伊東市	17,917	29	東伊豆町	3,235
12	島田市	17,859	30	小山町	3,195
13	袋井市	15,773	31	南伊豆町	2,370
14	御殿場市	13,904	32	西伊豆町	1,962
15	湖西市	10,799	33	河津町	1,878
16	伊豆の国市	10,691	34	松崎町	1,812
17	牧之原市	9,826	35	川根本町	1,528
18	裾野市	8,929	県内平均		19,843

数字で見る磐田市の国保（令和6年度速報値）



② 世帯数

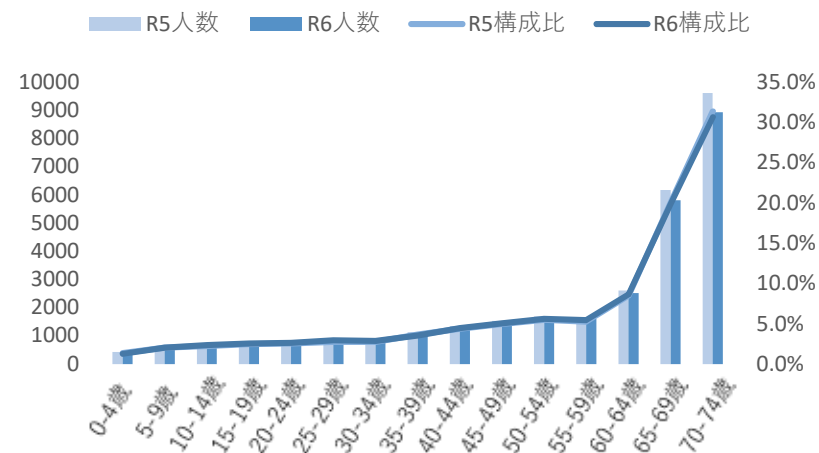


	国保加入世帯数	磐田市世帯数	国保加入世帯割合
平成30年度末	22,589	67,784	33.3%
令和元年度末	22,210	68,858	32.3%
令和2年度末	22,137	69,408	31.9%
令和3年度末	21,695	69,580	31.2%
令和4年度末	21,067	70,706	29.8%
令和5年度末	20,179	71,283	28.3%
令和6年度末	19,536	71,840	27.2%

*前年度より-643世帯

③ 年齢構成

(単位：人)



3月末時点

年齢	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39
R5人数	418	624	688	762	787	844	848	1,126
R5構成比	1.4%	2.0%	2.2%	2.5%	2.6%	2.8%	2.8%	3.7%
R6人数	368	596	686	742	762	865	841	1,028
R6構成比	1.3%	2.0%	2.4%	2.5%	2.6%	3.0%	2.9%	3.5%

年齢	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	計
R5人数	1,341	1,523	1,687	1,611	2,597	6,162	9,601	30,619
R5構成比	4.4%	5.0%	5.5%	5.3%	8.5%	20.1%	31.4%	100.0%
R6人数	1,301	1,472	1,635	1,593	2,516	5,802	8,929	29,136
R6構成比	4.5%	5.1%	5.6%	5.5%	8.6%	19.9%	30.6%	100.0%

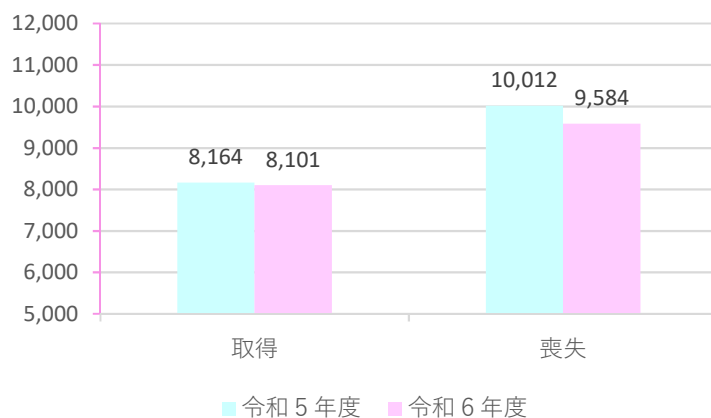
*65歳以上(前期高齢者)で全体の過半数を占める

数字で見る磐田市の国保（令和6年度速報値）



④ 異動状況

(単位：人)



国保加入数

(単位：人)

取得関係	社保離脱	転入	生保廃止	出生	後期高齢離脱	その他	計
令和5年度	6,023	1,770	37	63	2	269	8,164
令和6年度	6,211	1,543	35	77	0	235	8,101
増減	188	△ 227	△ 2	14	△ 2	△ 34	△ 63

国保脱退数

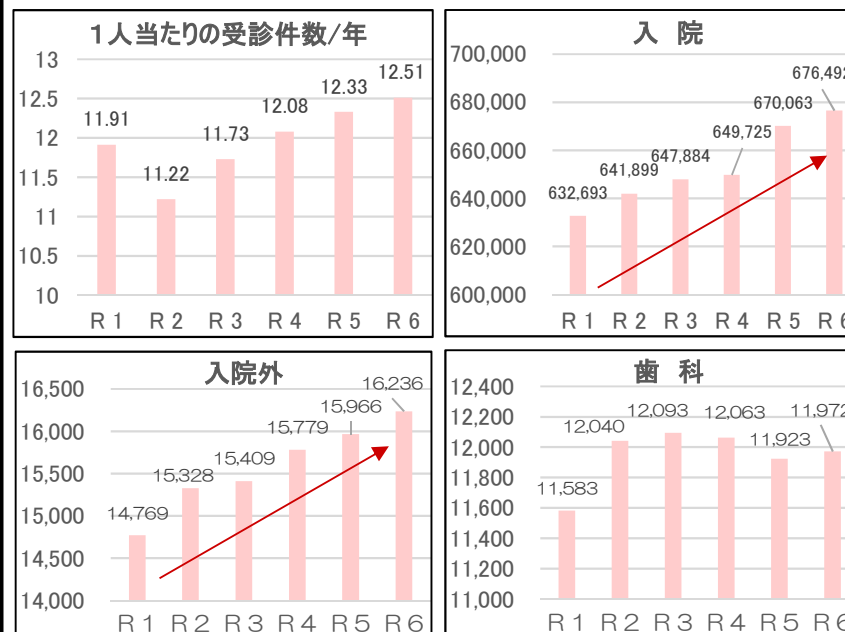
(単位：人)

喪失関係	社保加入	転出	生保開始	死亡	後期高齢加入	その他	計
令和5年度	5,457	1,326	81	230	2,441	477	10,012
令和6年度	5,297	1,238	91	239	2,286	433	9,584
増減	△ 160	△ 88	10	9	△ 155	△ 44	△ 428

※注 「その他」には世帯分離・世帯合併等が含まれる。

⑤ 医療費(一人当たり)

(単位：件、円)



(単位：件、円)

年度	1人当たり 受診件数/年	1件当たり費用額		
		入院	入院外	歯科
令和5年度	12.33	670,063	15,966	11,923
令和6年度	12.51	676,492	16,236	11,972
増減	0.18	6,429	270	49

※「入院」には入院時食事療養費、「入院外」には訪問看護療養費を含む。

※1人当たりの受診件数も1件当たりの費用(入院/入院外)も増加

数字で見る磐田市の国保（令和6年度速報値）



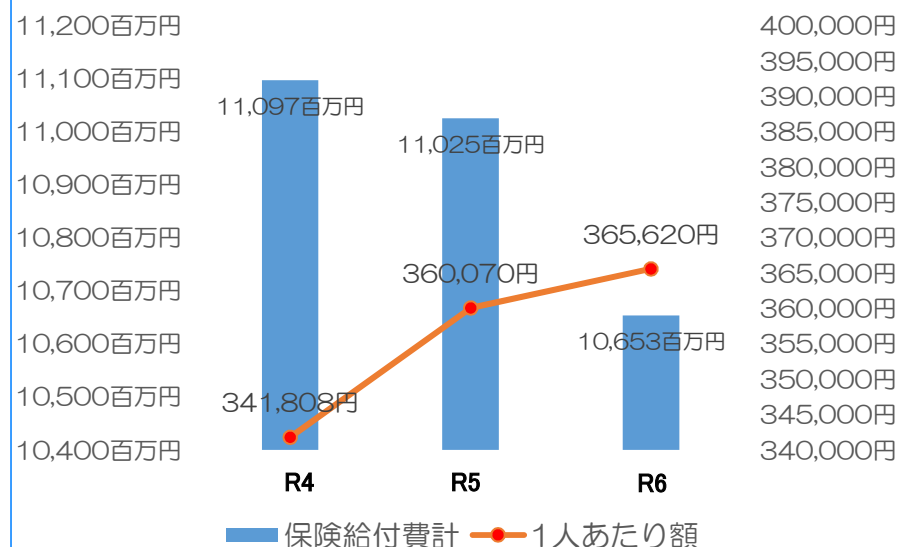
⑥ 保険給付費の状況

保険給付費

- ・療養給付費
- ・療養費（入院時食事療養費差額支給を含む）
- ・高額療養費（高額介護合算療養費を含む）
- ・出産育児諸費
- ・葬祭費
- ・傷病手当

***総額は被保険者の減少に伴い減少傾向だが、
被保険者1人当たりの保険給付費は365,620円で
前年度と比べて約5,500円の増となった。**

👉 保険給付費の総額及び被保険者1人あたり額の推移を表す



年度	被保険者数 ※年度末時点	1件あたり額	1人あたり額	項目	療養の給付	療養費等 (入院時食事療養費 差額支給を含む)	高額療養費等 (高額介護合算療養費 を含む)	出産育児一時金	葬祭費	その他 (コロナ傷病手当)	合 計
令和4年度	32,467人	16,890円	341,808円	件数	623,499件	8,622件	24,528件	85件	245件	76件	657,055件
				金額	9,622,798,830円	53,148,793円	1,371,212,645円	35,700,000円	12,250,000円	2,361,030円	11,097,471,298円
令和5年度	30,619人	17,344円	360,070円	件数	603,225件	8,233件	23,913件	71件	220件	6件	635,668件
				金額	9,505,183,743円	52,532,870円	1,421,349,456円	34,780,000円	11,000,000円	122,402円	11,024,968,471円
令和6年度	29,136人	17,494円	365,620円	件数	577,328件	7,877件	23,428件	70件	218件	0件	608,921件
				金額	9,159,959,115円	55,111,213円	1,391,746,714円	35,000,000円	10,900,000円	0円	10,652,717,042円

【HOT NEWS ①】 社会保険適用拡大

令和7年6月13日 第217回通常国会で成立
「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

法律で定める17業種 適用（現行どおり）

上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ **適用**
※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

<2029年10月施行>
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

賃金要件 撤廃
企業規模要件 撤廃
非適用業種 解消

による市町村国保への効果
▲110万人

「第189・195回社会保障審議会医療保険部会」より

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

撤廃

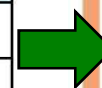
- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

- ④ 51人以上の企業が適用対象

令和6年度までの適用拡大

企業規模（常勤の従業員数で判断）	実施時期
500人超	2016年10月
100人超 約107万人（実績値）	2022年10月
50人超	2024年10月



企業規模要件の撤廃

働く企業の規模にかかわらず加入ようになります

10年かけて段階的に対象の企業を拡大します

51人以上 の企業	36人以上 の企業	21人以上 の企業	11人以上 の企業	10人以下 の企業
現在の 対象	2027年 10月から	2029年 10月から	2032年 10月から	2035年 10月から

厚生労働省HPより

【HOT NEWS ②】高額療養費制度改革

高額療養費制度

病院や診療所で支払う医療費がひと月に一定額（自己負担限度額）以上になった場合に、申請することで超過分を払い戻してくれる公的保険の制度。

マイナンバー制度により、医療機関が患者の自己負担額を確認（本人同意必要）し、限度額認定証を持参しなくても窓口請求額を自己負担限度額までに抑えることが可能に。

自己負担限度額

<70歳未満の人>

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降
旧ただし書所得が901万円を超える	ア	252,600円 + (医療費-842,000円)×1%	140,100円
旧ただし書所得が600万円を超え901万円以下	イ	167,400円 + (医療費-558,000円)×1%	93,000円
旧ただし書所得が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%	44,400円
旧ただし書所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※ 限度額は、世帯や個人の所得によって変動【国保がありますP.10～】

<70歳未満の人>

所得区分 (P3参照)	外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者 Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【4回目以降 ^{※1} 140,100円】	
Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【4回目以降 ^{※1} 93,000円】	
Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【4回目以降 ^{※1} 44,400円】	
一般	18,000円 ^{※2}	57,600円 【4回目以降 ^{※3} 44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

・高齢化や高額薬剤の普及等により高額療養費総額は年々増加し、現役世代を中心とした保険料が引き上げされてきた経緯を踏まえて見直しを図ろうとしたが・・・

高額療養費制度の見直しの経過

